

## 「二条城桜まつり2023 夜間事業」実施に係る仕様書

### 1 実施期間

概ね令和5年3月17日（金）～令和5年4月16日（日）

※ 事業実施時間は午後6時から午後10時の範囲で提案し、本市と協議のうえ決定すること。

※ 桜まつり夜間事業の実施期間は3月17日から4月15日までとし、4月16日は本市事業を実施するため、前日までと同様の事業を実施・運営すること。なお、当該日の経費負担等については、別途協議のうえ決定する。

※ 台所・御清所で4月中旬から開催を予定している催事について、一部期間が重複することから、その設営及び来場者導線等に配慮し、必要に応じて調整を行うこと。

### 2 使用料

(1) 提案による使用料及び加算額を納入すること。

なお、使用料については16,200,000円以上で提案することとし、別添2で示す範囲については、使用の有無に関わらず、減額はしないものとする。なお、範囲外で使用を希望する場合は、別途使用料を加算する。

(2) 使用料について、令和4年度分（1日当たり使用料×15日分）は令和5年3月27日までに、令和5年度分（1日当たり使用料×16日分）は令和5年4月10日までに本市が指定する方法で本市に収めること。なお、既納の使用料は、原則として還付しない。

(3) 期間中の総入場者数が55,000人を超えた場合、超過人数に係る加算分（超過人数×入場者割合に応じて算出した平均入場単価×提案した加算率）を別途納入すること。加算率は15%以上の整数で提案することとし、加算分については令和5年5月9日までに本市が指定する方法で本市に収めること。

### 3 実施内容等

(1) 実施内容

ア 京都の文化や二条城の本質的価値（歴史上又は芸術上価値の高いものと認められること）を感じられる夜間事業とすること。

イ 集客力、話題性のある内容とすること。

ウ 京都市民の更なる来場につながる内容を盛り込むこと。

(2) 実施に当たっての条件

ア 国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解し、別添1及び「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」の内容を踏まえた企画とすること。機材の設置等に当たっては、文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容とすること。

- イ 本イベントは、入場料を実施事業者で収入し、その入場料収入でもって、企画、告知（チラシ等の印刷を含む。）、発券（販売、印刷含む。）、設営・撤去、改札及び城内外の入退場者の誘導・安全管理、スタッフ（トイレ等の清掃、入場券売所、警備員、タクシー乗降場所の安全対策や城外駐停車対策等のスタッフを含む。）の配置等実施に伴う全ての経費を賄うこと。また、来場者が使用する可能性のある消耗品（トイレットペーパーなど）については、実施者で補填すること。
- ウ 問合せ専用の事務局を設置すること。事務局は、会期中毎日連絡が可能なものとし、最低限、午前10時から夜間事業終了時間までは対応可能とすること。
- エ 感染症対策を講じること。
- オ 入場受付時間、入場料（発売時期、発売方法含む。）、使用場所（別添2参照）を本市と協議のうえ、決定すること。
- カ 順路は、城内の夜間営業店舗を通過することとし、その営業や眺望に配慮した照明の設置及び運営を行うこと。また、障がい者に配慮した順路選定を行い、順路上に段差等がある場合は対策を講じること。その他の順路については、本市と調整すること。
- キ 券売窓口について、混雑時にも柔軟に対応できる人員を確保すること。
- ク 出札・改札付近及び二条城東側エントランス広場の入場券購入列等の整理に当たっては、元離宮二条城駐車場運営業務受託者及び二条城警備業務受託者と連携すること。また、整理に必要なベルトパーテーション等を用意すること。
- ケ 演出に必要な機材は、実施者で準備・設置すること（物品調達を含む。）。なお、協議のうえ、二条城事務所所有の機材（別添3参照）を一部使用することも可能とする。ただし、使用する機材の補修及び電球等の交換費用は、実施事業者で負担すること。
- コ 閉場時間までに来場者が退場できるよう誘導するとともに、残留者のチェックを行うこと。
- サ 開催前に本市立会いによる演出確認を行うこと。また、マスコミ向け内覧会を開催すること。
- シ 本イベントの使用許可期間は設営（令和5年3月1日）から撤去（令和5年4月23日）までとする。設営物やスケジュール等については事前に本市の許可を得ること。

### （3）提出及び申請書類等

- ア 電気工事、会場設営、会場誘導等の業務については、元離宮二条城において、過去に同種の事業実績を有する者に依頼し、また、必ず施工の1箇月前までに配線図、設営図面、搬出入計画を、施工の2週間前までに車両入城計画、スタッフ配置図等を本市に提出し、承認を得ること。
- イ 事業実施に係る法令（火災予防条例、食品衛生法等）に関する書類作成に係る一切のことは実施事業者が行い、その写しを提出すること。
- ウ 各日の来場者数について、その内訳（例：大人、小学生、団体、減額対象者、

招待券) を付して、実施日ごとに速やかに本市に報告すること。

エ 事業終了後、速やかに報告書等を作成し本市に提出すること。

(4) その他注意事項等

ア 万一の事故等に備え、イベント保険に加入すること。

イ 実施事業者は本市の許可を得て、元離宮二条城事務所が所有する備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は実施事業者が責任を持って行い、破損等の場合には実施事業者が弁償すること。

ウ 演出に係る音量等に配慮すること。

エ 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書の内容に疑義が生じたときは本市の決定に従うこと。

オ 本市は施設管理者の判断として、施設の使用を縮小・停止又は中止する場合がある。使用許可の縮小・停止又は中止に伴い損失が発生した場合でも、その補償等は行わない。

#### 4 広報業務

効果の高い広報を行うとともに、SNSやマスメディア等を活用した独自の広報についても提案し、実施すること。また、広報チラシ及びポスター（B1サイズ）を作成すること。

## 1 事業実施に関する基本姿勢

### (1) 文化財の保存及び景観保全の重要性の認識

二条城は全域が史跡に指定されており、石垣、マツ、その他の樹木や施設等は史跡の構成要素となっている。また、外堀周辺は「世界遺産 二条城」の顔となる区域であり、かつ、周辺地域に接する景観上重要な区域である。このため、業務の実施に当たっては、各施設等の文化財的価値を念頭におき、その保存に関して細心の注意を払うとともに、本事業が「世界遺産 二条城」の景観保全に大きく影響することを念頭におきながら作業を行うこと。

### (2) 来城者及び歩行者への配慮

二条城は多くの人々が訪れる京都を代表する文化観光施設である。また、外堀周辺は歩道と接しているため、多数の歩行者が通行する場所もある。このため、施工等の作業に当たっては、来城者及び歩行者の安全確保のため必要な措置を講じるとともに、常に観覧、各施設の利用、通行の妨げにならないよう配慮しながら行うこと。必要な場合は交通誘導員を配置すること。

### (3) 作業姿勢等

作業している姿も二条城の美しい景観を構成する要素であることを理解し、現場の養生・清掃はもとより、作業中の言葉づかい、休憩中の道具の管理など、スタッフ一人ひとりが、来城者目線できめ細やかな配慮を怠らず、取り組むこと。

## 2 入退城

### (1) 城内での作業時間は午前8時30分から午後5時までとする。時間外に業務を行う場合は、事前に業務内容・予定時間・人員を本市に届け出ること。業務が観覧等に支障を来す場合には、本市と事前に協議のうえ、時間外に行うこと。ただし、時間外の作業は原則、午前7時30分から午後10時までとする。

### (2) 入退城の際は、スタッフ証を提示し、警備員又は職員の検札を受けること。なお、業務に関係のない同伴者の入城は認めない。

### (3) 車両で入城する場合は、時間帯により、以下の門において警備員又は職員の検査を受け、車両入城証を受取り入城すること。また、退城時には車両入城証を返却すること。

#### <入退城門、時間帯>

- ・東大手門：午前7時30分から午前8時30分まで
- ・北大手門：午前9時00分から午後6時00分まで

### (4) 作業等の都合により、上記時間以外に車両が入退城する必要がある場合は、事前に本市と協議すること。

### (5) 車両が城内を走行する場合は、時速5キロ以下とすること。

### (6) 二条城周辺での路上駐停車等は厳禁とする。

## 3 進行管理

### (1) 事業者は本市との連絡を密にし、委託業務の進捗を図ること。また、本市の指示に従い作業を行うこと。

### (2) 作業中は、やむを得ない場合を除き、現場責任者が必ず現場に立ち合うこと。

- (3) 作業に必要な道具、機材等は、事業者で準備すること。また、作業の実施に必要な諸手続や関係者協議等については、原則として事業者が行うこと。
- (4) 事業者は、公序良俗に反するがないよう十分な注意をもって業務を実施すること。
- (5) 軽微な作業の変更を行う場合は、本市とその都度協議を行い実施すること。
- (6) 事業者は、本市の求めに応じ、業務の進捗状況をその都度報告すること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記がなく、本業務遂行に必要な事項が生じた場合は、本市と協議のうえ対応すること。

#### 4 安全管理

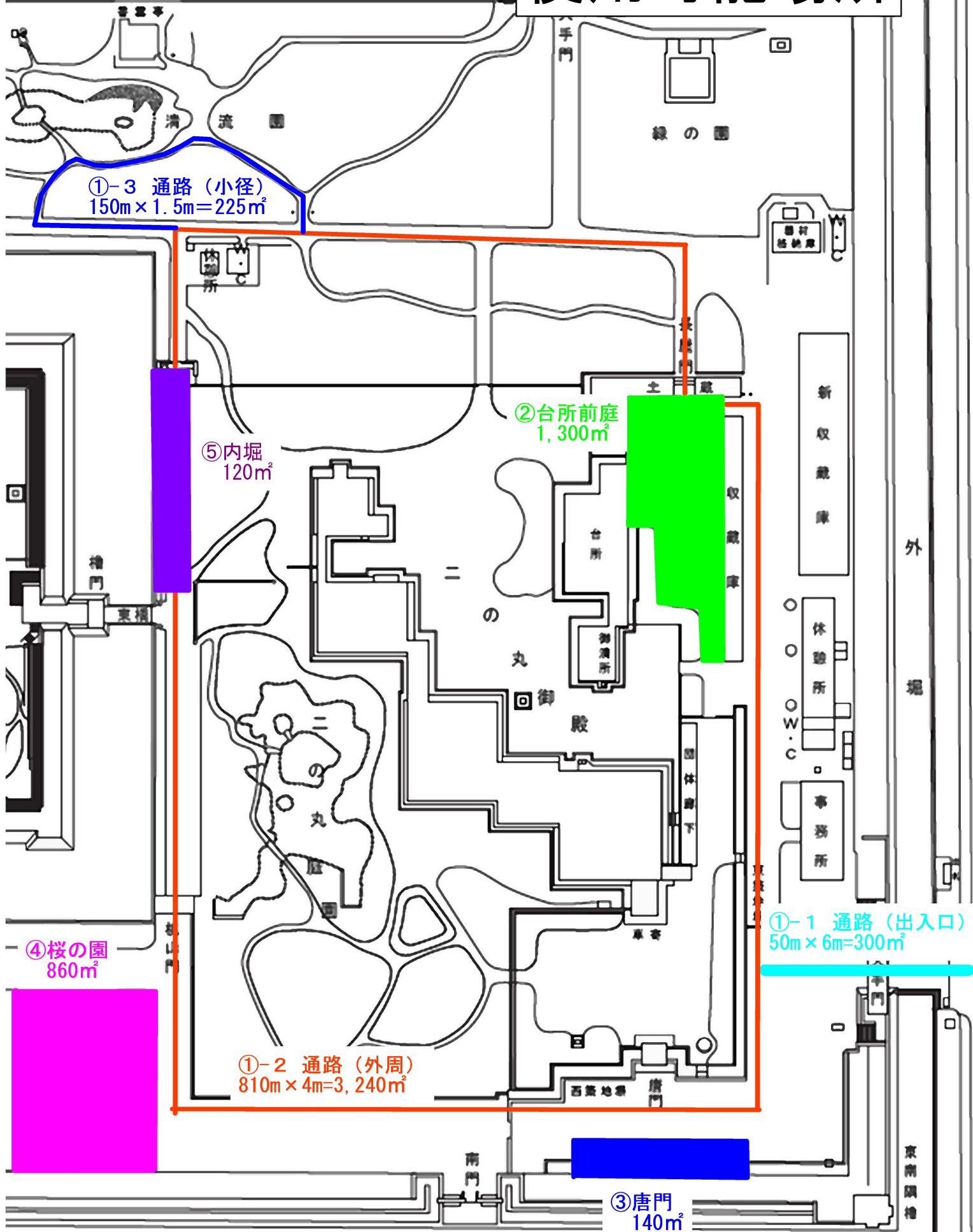
- (1) 事業者は、常に安全に留意して現場の管理に努めること。
- (2) 災害防止その他管理上必要な緊急措置については本市と協議して、適切な措置を講じること。
- (3) 二条城は、市内有数の観光施設であるため、観光客に対する安全対策を十分に講じること。観覧通路で作業する場合には、景観及び安全に配慮したバリケード等を必ず設置すること。
- (4) 作業中に来城者や歩行者等とのトラブルがないよう十分注意して作業すること。必要な場合は、交通誘導員を配置すること。万一トラブルがあった場合には対処すること。
- (5) 作業中は文化財及びその他施設に損傷を与えないよう注意すること。万一文化財やその他施設を損傷した場合は、速やかに本市に報告し、その指示のもと処理し復元すること。事業者の故意又は過失により生じた損害は、全て事業者の処理及び負担とする。
- (6) 原則、火気の使用は禁止とする。
- (7) 事業者は、労働安全衛生規則等の関係法令を熟知し、業務における労働災害防止に努めなければならない。

#### 5 その他諸注意

- (1) 作業に当たっては、適切に現場の養生を行うこと。また、作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。
- (2) 車両は予め指定した場所に駐車し、美観を損なうことのないようにすること。
- (3) 車両が城内の各門をくぐる場合は、誘導員を配置する等、文化財を損傷しないよう特に注意すること。なお、二の丸御殿入口前の広場は、原則として車両の進入禁止とする。
- (4) 人止め柵などの締切箇所の通行の際は、必ず後締りすること。また、人止め柵やロープはまたがないこと。通行止の通路を避けること。
- (5) 作業関係以外の建物及び施設内には許可なく立ち入らないこと。
- (6) 休憩時間中に喫煙する場合は指定の場所で喫煙すること。
- (7) 城内の施設や道具等は、本市の許可なくして使用しないこと。
- (8) 企画に際して、総合案内所が東南隅櫓付近に移転していることに留意すること。

以上

# 使用可能場所



## ○元離宮二条城事務所が所有する照明器具一覧（令和4年3月現在）

品名	規格／品番	写真	台数
水銀灯250W	Y A 5 4 3 6 5 (安定器付)		7
水銀灯250W	N C 6 2 0 8 0 B K (安定器付)		2
水銀灯100W	Y A 5 5 3 1 3 (安定器付)		2
P AR 3 6 形短筒 ハロゲン300W	M S - 1 5 7 5 - 0 2		66
P AR 3 6 形長筒 ハロゲン300W	M S - 1 5 2 6 - 0 2		40

PAR56形 ハロゲン500W	MS-1525 -02		83
PAR64形 ハロゲン1000W	NQ30631		7
ハロゲン85W	MS1414, 1415		211
ハロゲン100W	1492 両口ハロゲン		32
スポットライト パナソニック	LW84054 T		20

LEDランプ18W	Y A 5 2 5 9 4 B (座付)		20
LED10W	L E N - 1 0 D - E S - D B S		7
LED30W	L E N - 3 0 D - E S - D B S		4
LED50W	L E N - 5 0 D - E S - D B S		5
LED投光器	E C F 0 1 2 2 L / S A 1 / D G		29

LEDスポット	NNY2400 3K		18
LEDスポット	LGW4012 0		25
LEDスポット	LGW4009 OLE1		15
LED電球	PARATHO M・CLASSI C・A・WW	下記の足元灯の中にある電球	205
足元灯 (LED)	鉄製 86 台 木製 87 台		173